

報告資料

この間の県税に関する条例改正について

滋賀県税条例の一部を改正する条例について

1 趣旨

地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）が令和3年3月31日に公布されたことを受け、改正が必要となる滋賀県税条例の規定のうち、令和3年4月1日に施行すべき規定等について、地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決により改正を行いました。

2 概要

(1) 個人県民税

ア 住宅ローン控除の特例の延長等

所得税において、控除期間を13年間とする特例の延長等の措置が講じられることに伴い、当該措置の対象者についても、所得税から控除しきれない額を個人県民税から控除することとする。（付則第29条関係）

(2) 不動産取得税

ア 特例措置の新設

- (7) 都市再生特別措置法に規定する居住誘導区域等権利設定等促進計画に基づき取得する居住誘導区域等権利設定等促進事業区域内にある不動産について、当該取得が令和5年3月31日までに完了したときに限り、当該不動産の価格の5分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置（付則第8条関係）
- (4) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が一定の業務により取得する土地について、当該取得が令和6年3月31日までに完了したときに限り、当該土地の価格の3分の2に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置（付則第8条関係）

イ 特例措置等の適用期限の延長【特に記載のあるものを除き、令和5年3月31日まで】

- (7) 農用地利用集積計画に基づき取得する一定の土地に係る課税標準の特例措置（付則第8条関係）
- (4) 投資法人等が取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置（付則第8条関係）
- (9) 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置（付則第8条関係）
- (2) 公益社団法人等が取得する重要無形文化財の公演のための施設の用に供する一定の不動産に係る課税標準の特例措置（付則第8条関係）
- (4) 農業協同組合等が農業近代化資金等の貸付けを受けて取得する一定の共同利用施設に係る課税標準の特例措置（付則第8条関係）
- (8) サービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅に係る課税標準の特例措置・当該住宅の用に供する土地に係る税額の減額措置（付則第8条および第9条関係）
- (8) 不動産特定共同事業法に規定する特例事業者等が取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置（付則第8条関係）
- (7) 住宅および土地の取得に係る税率の特例措置（付則第9条関係）【令和6年3月31日まで】
- (7) 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が助成金を受けて取得する一定の事業の用に供する施設に係る税額の減額措置（付則第9条関係）
- (2) 宅地建物取引業者がリフォームを行った一定の住宅の用に供する家屋・当該家屋の敷地の用に供する土地に係る税額の減額措置（付則第9条関係）
- (4) 宅地評価土地の取得に係る課税標準の特例措置（付則第9条の2関係）【令和6年3月31日まで】
- (2) 東日本大震災による被災代替家屋・当該家屋の敷地の用に供する土地・被災代替農用地に係る課税標準の特例措置（付則第22条関係）【令和8年3月31日まで】

(3) 軽油引取税

- ア 軽油引取税に係る免税の手続における押印廃止（第58条の10関係）
- イ 課税免除の特例措置の延長等
 - 以下について縮減の上、特例措置の適用期限を令和6年3月31日まで延長する。（付則第10条の2の6関係）
 - ・鉱さいバラス製造業のうち中小事業者等以外の者
 - ・廃棄物処理事業のうち産業廃棄物処分業者・特別管理産業廃棄物処分業者であって中小事業者等以外の者
 - ・木材加工業のうち木材注運業
- ウ 自衛隊の船舶の動力源の用に供する軽油の譲渡に係る課税免除の特例措置の延長（付則第10条の2の6関係）

(4) 自動車税

ア 環境性能割の税率区分の見直し

新たな2030年度燃費基準の下で環境性能割の税率の適用区分を見直す。（第66条関係）

<例：自家用乗用車>

【現行（令和元、2年度）】		【改正案（令和3、4年度）】	
区分	税率	区分	税率
電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 プラグインハイブリッド自動車 クリーンディーゼル車	非課税	電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 プラグインハイブリッド自動車	非課税
ガソリン車 ハイブリッド車 LPG車	1%	ガソリン車 ハイブリッド車 LPG車 クリーンディーゼル車	1%
	2%		2%
	3%	上記以外 または2020年度基準未満自動車	3%

※クリーンディーゼル車について、経過措置あり

イ 環境性能割の臨時的軽減の延長

自家用乗用車を取得した場合に環境性能割の税率を1%軽減する特例措置について、適用期限を9か月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とする。（付則第10条の2の11関係）

ウ 種別割のグリーン化特例の見直し

軽課については、重点化等を行った上で2年延長し、重課については、現行の措置を2年延長する。（付則第10条の3関係）

<例：自家用乗用車>（軽課）

【現行】		【改正案】	
取得期間	取得の翌年度分のみ	取得期間	取得の翌年度分のみ
平成31年4月1日～令和3年3月31日	取得の翌年度分のみ	令和3年4月1日～令和5年3月31日	取得の翌年度分のみ
区分	軽減率	区分	軽減率
電気自動車 燃料電池自動車 プラグインハイブリッド自動車 天然ガス自動車 クリーンディーゼル車	75%軽減	電気自動車 燃料電池自動車 プラグインハイブリッド自動車 天然ガス自動車	75%軽減
2020年度基準+30%達成			
2020年度基準+10%達成	50%軽減		

(5) その他必要な規定の整備

3 施行期日

令和3年4月1日。ただし、2(5)の一部は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（附則第1条第2号）に掲げる規定の施行の日から施行。

滋賀県税条例等の一部を改正する条例案について

1 趣旨

地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正等に伴い必要な改正を行うため、滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）等の一部を改正しました。

2 概要

(1) 個人県民税

- ア 株式等譲渡所得割について、投資一任契約に係る一定の費用がある場合には、特別徴収義務者は当該費用の額に5%を掛けた額を納税義務者に還付しなければならないこととする。（第36条の18関係）
- イ セルフメディケーション税制（特定一般医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）について、適用期限を令和9年度分の個人県民税まで延長する。（付則第4条の5関係）

(2) 法人事業税

電気事業法上、新たな事業類型として特定卸供給事業が創設されることを踏まえ、当該事業に係る法人事業税の課税方式および税率を次のとおりとする。（第37条、第38条の3関係）

資本金1億円超の普通法人	収入割	0.75%
	付加価値割	0.37%
	資本割	0.15%
資本金1億円以下の普通法人等	収入割	0.75%
	所得割	1.85%

(3) その他

- ア 電子帳簿等保存制度の見直し（第143条～第146条関係）
 - (7) 一定の県税関係帳簿について、電磁的記録等による備付け・保存等に係る知事の承認を不要とする。
 - (4) 一定の県税関係書類について、電磁的記録等による保存をもって当該書類の保存に代えることができることとする等の措置を講ずる。
- イ 所要の規定の整備

3 施行期日

公布日。ただし、2(1)および(3)アは令和4年1月1日から、2(2)は令和4年4月1日から、2(3)イの一部は令和6年1月1日から施行する。

滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例 の一部を改正する条例案について

1 趣旨

離島振興対策実施地域における地方税の課税免除等に対する減収補てん措置に係る省令の適用期限の延長を踏まえ、滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例（昭和41年滋賀県条例第14号）の一部を改正しました。

2 概要

適用期限の延長

離島振興対策実施地域における課税免除の適用期限を令和5年3月31日まで延長する。（第4条関係）

3 施行期日等

公布日

※ 令和3年4月1日まで遡って適用する。

離島振興対策実施地域における課税免除

参考資料

令和5年3月31日まで延長

近江八幡市

沖島

①青色申告書を提出する法人または個人が、離島振興対策実施地域（近江八幡市の沖島）内において、令和3年3月31日までの間に、製造業、旅館業、情報サービス業、有線放送業またはインターネット付随サービス業等のために、一定の特別償却設備を新設または増設した場合に、次のとおり課税免除とする。

事業税	事業地の課税標準となるべき所得金額のうち、一定の算式によって計算した額に對して課するもの	3年間
不動産取得税	一定の特別償却設備である家屋およびその敷地である土地の取得に對して課するもの	課税年度分
固定資産税（農が課するもの）	一定の特別償却設備である機械および装置に對して課するもの	3年間

②離島振興対策実施地域（近江八幡市の沖島）内において、畜産業、水産業または新炭製造業を行う個人で、一定の労働日数要件を満たすものについては、各年のその者の当該事業に係る所得金額に対する事業税を課税免除する。（ただし、課税免除をした最初の年度以降引き続く5箇年度のみ）

※離島振興法の規定に基づき交付税による減収補てん制度の適用がある。

滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例の一部を改正する条例案について

1 趣旨

過疎地域の特長的発展の支援に関する特別措置法（以下「新過疎法」という。）の制定（※）に伴い、過疎地域における地方税の課税免除等に伴う減収補てん措置が拡充および延長されたことを踏まえ、滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例（昭和41年滋賀県条例第14号）の一部を改正しました。

※新過疎法の制定に伴い、本県の過疎地域は、これまで長浜市の旧余呉町区域および高島市の旧朽木村区域の2地域であったが、今回から新たに、長浜市の旧虎姫町区域、旧木之本町区域および旧西浅井町区域の3地域が過疎地域の要件を満たすこととなった。

2 過疎地域における現行の課税免除制度の概要

- (1) 過疎地域内において、製造業、旅館業または農林水産物等販売業を営む者が、令和3年3月31日までの間に一定の設備投資をした場合に、事業税、不動産取得税および固定資産税を課税免除する。（事業税と固定資産税は、3年間）
- (2) 過疎地域内において、畜産業または水産業を営む個人について、その者または同居の親族による労力により事業を行った日数の合計が当該年の延べ労働日数の1/3～1/2（※）である場合に、事業税を課税免除する。（5年間）
※1/2超の場合（主として自家労力を用いて行うもの）は、そもそも課税対象外。

3 改正の概要

(1) 2(1)について、次のとおり改正する。

項目	改正内容								
①対象業種 (現行) 製造業、旅館業、農林水産物等販売業	情報サービス業、有線放送業、インターネット付随サービス業、通信販売、市場調査等（「情報サービス業等」）を追加する。								
②設備の取得価額要件 (現行) 2,700万円超	資本金の規模に応じ、500万円以上まで引き下げる。 (例：製造業の場合)								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金規模</th> <th>～5,000万円</th> <th>5,000万円～</th> <th>1億円～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額下限</td> <td>500万円</td> <td>1,000万円</td> <td>2,000万円</td> </tr> </tbody> </table>	資本金規模	～5,000万円	5,000万円～	1億円～	取得価額下限	500万円	1,000万円	2,000万円
資本金規模	～5,000万円	5,000万円～	1億円～						
取得価額下限	500万円	1,000万円	2,000万円						
③対象となる設備投資 (現行) 新設、増設のみ	取得または製作もしくは建設（建物等については、増築、改築、修繕または模様替のための工事による取得または建設を含む。）とする。 ※資本金の額が5,000万円超である法人は新設、増設のみ。								
④適用期間 (現行) 令和3年3月31日まで	3年間延長する。（令和6年3月31日まで）								

(2) 過疎地域における課税免除の適用にあたっては、新過疎法に基づく市町村計画において、産業振興促進事項として記載されていることを要することとする。

4 施行期日等

公布日から施行する。ただし、改正後の規定は、令和3年4月1日まで遡って適用する。

<参考> 滋賀県内の過疎地域の分布図

